

賃貸借契約に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	大津市北部クリーンセンター
件 名	公用自動車賃貸借
場 所	大津市伊香立北在地町272番地
概 要	2トンプレスパッカー車 1台
賃 貸 借 期 間	令和6年9月2日から令和7年8月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年8月30日
契 約 金 額	888,525円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 滋賀県守山市勝部4丁目2番10号 〔名 称〕 大和リース株式会社 滋賀支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	現在、締結している当該賃貸借契約の賃貸借期間は、令和3年9月2日から令和6年9月1日までであるが、当該車両は、今後も必要なことから、賃貸借期間満了後も引き続き再契約するものである。 当該車両は、使用状態が良好であることから新車に更新する必要がないこと。また、賃借料が現契約より下がることから賃貸借契約の相手方として同社を選定する。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。